

令和元年第12回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年12月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和元年12月10日(火) 午後3時26分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 1人

9番 高田 稔

5 出席した農地利用最適化推進委員

17人

伊丹 良夫

犬飼 正己

難波 末雄

林 修司

林 斉

宮崎 昭雄

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

東 茂

渡邊 則文

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

高上 忠義

阿部 英志

風早 克義

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

11番委員

12番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第50号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第52号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第53号 農用地利用集積計画について

議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用協議について（追加）

報告第42号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

12月も中旬になり、朝夕、寒くなっております。

体には、十分、留意していただければと思います。

2点ほど、お知らせがあります。

私の所で、そば祭りが行われたのですが、加藤大臣が来られました。また、総社市長、政策監、産業部長の方々が来てくださりまして、盛大に行うことができました。倉敷ケーブルテレビも来ました。事前の宣伝がうまく出来ていなかったか、新聞折込には、昭和地域にしか入れてなかったのですが、例年は、口コミで総社、岡山の方から来てくださっておりました。加藤大臣が来られたのが、びっくりしました。今年で14回目ということで、引き続いて地域のために一生懸命やっております。

さて、この前の11月18日に農業委員の研修会がありまして、津山市農業委員会で加茂支所へ行きまして、8人ほどの農業委員と事務局2人が対応をしていただきました。とても水がきれいな所でありまして、水を見ると私が思うのが、高梁より上流側が水がきれい、高梁川の源流の近くということで、水がきれいだし、加茂地区も源流ということで、米を作るときれいな所だと思っております。そして、ほ場を見ると2反ぐらいで、もう一度、ほ場整備がしたいということでもあります。農業委員の方が、熱心に農事組合法人を立ち上げまして、ドローンを300万円で購入して、ドローンで肥料をまくようなことをしています。そのような中で、貸し出した人は無償らしいです。4反貸してあれば、1反で1俵で1万8千円、4反で4俵を買ってもらおうというようなことでもあります。出来高は、7俵半、総社のある場所では、11俵、12俵の話、藤田では、アケボノで12俵という話でありますけれど、以前、千葉県に行きますと、コシヒカリで7俵半、津山で7俵半ぐらいの出来高ということでもあります。そして、組合組織の中で、時間給が800円ということで、総社で組合組織をしているところは、時間給が千円ではなかろうかと思えますけど、農業だと700円、600円かなという計算もあるのですが、補助金を貰いながら総社の地域では、千円、津山の地域では、800円で仕事をしているということでもあります。そして、水車を作って、観光で呼び込みをしたいということで、1基作ると500万かかると、そのような観光を取り入れて、人を呼び込もうということで、2か所ぐらい作りたいと言っておりまして、地域によっていろんな事があ

ります。

現在、農業を取り巻く環境は厳しいし、皆様方も地域の中で、農業後継者が少なくなって、私が思うには、私らが農業が出来なくなったら、する人がいるのかなど。組合でも言うのですが、10年先の計画を立てようと、10年先には居るのかなどということになるので、私は、3年のサイクルで計画を立ててやっていかなければならないと思うし、常にスカウトをして、農業に携わってくれる人をスカウトしていかなければ続いていかないだろうと心配をしています。皆様方もそれぞれの地域を見まして、呼び込みをしていただきたいし、また、参考になっているのは、皆さま方も地域のことを知っていただきたい。これは、下原の地域でアンケートをする。農業を継承していくのか。機械が故障したら辞めるなど、地域の方々の考えを調べて、続けていけるのかということと一緒にやっていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より令和元年第12回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、そして農地利用最適化推進委員の方は17人、計31人出席をしていただいております。欠席者は、9番委員であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

【受付番号49番】

【議案第50号 受付番号25番, 議案第51号 受付番号59番】

(農地担当)

それでは、議案第49号の審議に入りますが、最初に49番の刑部の件についてですが、4条の25番、5条の59番、これらと関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

まず、4条25番、5条59番の現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

12月5日に会長、3番委員、5番委員、林修司委員、難波委員と私の6名で行いました。

刑部●●●番●は、カーポートになっておりまして、東が道路、西が今回申請の田になっております。南が宅地、北が宅地でありまして、転用した場合の影響は特別ないように思います。

刑部●●●番●は、現況が畑でありまして、東が道路、西が田、南が宅地、転用した場合の周辺農地への影響については、ないように思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、これらの案件につきまして、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員)

3条について、報告をさせていただきます。

現地調査で報告のありました、5条の農地と隣接する農地であります。

180号バイパス予定地の●●にある、24平方メートルの小さい農地ではありますが、この後、説明させていただきます、4条、5条の転用案件、転用されることによりまして、この24平米が残地として残るようになります。形が分かりにくいのですが、この24平米が出っ張る形になっていまして、その24平米の農地が、受け人であります●●さんの農地と隣接していますので、今回の申請になっております。地元としては、問題ない案件だと考えております。

次に、4条についても説明をさせていただきます。

25番ですが、現状は駐車場として利用されております。周辺は現地調査の報告のありましたとおりであります。後の5条、隣接農地に息子さんが家を建てられる関係もありまして、今回の申請に至っています。現況、駐車場になっていますので、転用による周辺農地への影響はないものと考えております。

続きまして、5条ではありますが、北と南の宅地に挟まれた農地であります。息子が親の家の隣に住宅を建てるということです。周辺農地への営農上も問題ないと考えておりますので、地元としては問題ないと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

(農地担当)

3条案件につきまして、受け人が●●になっておりますので、阿部委員から報告をお願いいたし

ます。

(阿部委員)

山際の農地は、保全管理をされている所もありますが、地元としては問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

14番委員、何かありましたらお願いいたします。

(14番委員)

この24平米の農地に、申請人の農地が隣接しているということによろしいでしょうか。

(3番委員)

●●●番●の農地が申請人の農地になります。

(14番委員)

分かりました。

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願いいたします。

(主査)

4条の25番、5条の59番とも、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この3件につきまして、質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

4条、5条関係もありますので、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

2ページ、3条の49番、4条の25番、5条の59番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なしということで、これらは許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当)

続きまして、50番、日羽の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この件は、親子関係でありまして、生前に息子に渡しておきたいということでもあります。

息子も一生懸命農業をされております。

以上であります。

(農地担当)

推進委員の植田委員、よろしく願いをいたします。

(植田委員)

10番委員からの報告のとおりでありまして、申請内容等につきましても調査をいたしましたが、問題はありませんでした。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当)

続きまして、51番、久代の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

久代の件につきましては、9番委員から問題はないとの報告を受けています。

(農地担当)

地元の推進委員であります、浅野委員から、よろしく願いをいたします。

(浅野委員)

22日に9番委員と現地調査を行いました。

渡し人は、親子であります。受け人の方は、株内の方です。

長年、渡し人の二人は地元に住んでおられません。よって、このようなことから、今回の申請になったものであります。

地元としては、何ら問題はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして、52番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

受け人の●●さんは、20年近くこの農地を耕作されております。今回、渡し人の要望で、今回の申請になったものであります。

受け人の方は、4町ほど耕作をされている方でありまして、地元としては、何ら問題はありません。

(農地担当)

地元推進委員であります、小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおりで、特に問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当)

続きまして、53番、上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地は、今年まで渡し人の方が耕作をされております。しかしながら、耕作をするのが不便なことから、受け人であります●●さんへ、何年も前から相談をされていたようです。

この度、要望を受けるようになったことから、申請になったものです。

受け人の方は、現在、近くで農業をされておられます。当面は、父親と一緒に耕作をしようとするものです。

受け人の方は、周辺の水利関係も詳しいことから、問題はないと思います。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当)

続きまして、54番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この案件につきましては、林委員から特に問題はないと聞いております。

(農地担当)

地元推進委員であります、林修司委員お願いをいたします。

(林修二委員)

この件につきまして、前提がありまして、4反弱の農地を前回、取引が成り立っています。譲り渡し人である●●さんは、●●歳で農業ができない状況であり、土地を手放したいという状況であります。それから、受け人の方は、以前、土地のやりとりをした事があるということで、この土地を所有したいということになっています。

チェックシートで、確認をさせていただきましたが、前回、購入されています農地ですが、野菜を作ったり、色々と耕作をしております。チェックシートに関しても問題ありません。周辺地域との関係であります、現に耕作されておまして、何ら問題もありません。よって、不作地が解消されるのであれば、歓迎するところであります。

以上です。

審議の程、よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当)

続きまして、55番、真壁の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

渡し人の●●さんが、管理できないということで、最初に手を挙げられた方がいたのですが、この方が亡くなられて、申請人の●●さんへお願いできないかということで、今回の申請になったものです。申請地は10メートル四方で小さい土地で、水田となっております、土が入った状態です。●●さんは、苗代等で使用するということでありました。

地元としては、特に問題ないと考えております。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この案件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番，57番】

(農地担当)

続きまして、56番、秦の件であります。次のページの賃貸借の57番と受け人が同一でありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、56番、57番につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

受け人の●●さんは、約10年前から新規就農者として、秦に入られまして、その後はブドウを栽培されておられます。

申請地は、受け人の作業小屋のすぐ東側になりまして、この度、渡し人から譲り渡したいということで、今回の申請になったものです。

地元としては、営農もきちんとしており、問題はありません。

次に、57番についてですが、渡し人の農地の半分を受け人の●●さんが、約8年前から預かっていまして、今回、全部渡したいということで、今回の申請になっています。

56番と同じく、地元としては何ら問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この地区の推進委員であります、小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおりであります。

先般、確認をしましたが、何ら問題はございません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

では、これらの案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

56番及び57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第49号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第50号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第50号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第50号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号22番】

(農地担当)

それでは、6ページ、22番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は、保全管理がされています。

東が宅地、西が倉庫、南が宅地、北が道路であります。

周辺に農地はありません。

転用した場合、周辺農地への影響はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員として説明をいたします。

(3番委員)

申請地ではありますが、真壁となっていますが、真壁も東西に広く、東の真壁になります。

申請地は、現地調査の報告のとおりであります。

詳しくは、難波推進委員へ調査をしていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

難波推進委員お願いをいたします。

(難波委員)

申請地は、以前、●●●●があった西側になります。申請人の父親が建てた車庫があって、その時に理由は分かりませんが、農地が残っておりました。それを露天駐車場として転用申請することではありますが、周辺に農地がありませんので、日照、通風、用排水等の問題はないと思います。

ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありますように、駐車場に造成したころ、申請地も含めてしたものでありまして、始末書も提出されております。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当)

続きまして、23番、榎谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は茶畑になっていました。

東は茶畑が続いておりました。西に道路がありまして、南と北も同じように茶畑でありました。

転用した場合、周辺農地への影響はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員)

申請地は茶畑でありまして、東が畑、西が道路、南が畑と道路、北が畑になっています。

この案件につきましては、墓が山の中腹にありまして、毎年、草刈り等の管理をしていましたが、高齢になったことから、墓の管理が難しくなりました。このことから、自宅近くに墓を下ろそうとするものです。

農地転用することにより、周辺農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号24番】

(農地担当)

続きまして、24番、槇谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

この土地は、耕作をしている畑であります。

東側が道路、西側が畑、南側、北側が畑で、自己所有の畑でありました。

転用した場合の周辺農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員)

この案件につきまして、東が道路、西が畑と山、南が畑と谷側、北が畑であります。

墓が山の中腹にありまして、草刈り等の維持管理ができなくなったため、近くに墓を建てようとするものです。

転用した場合の周辺農地への影響はないものと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、24番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして、26番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

この土地は、現況は田であり、耕作をしています。

東側が道路、西、南、北は宅地に囲まれている農地であります。

転用した場合の周辺農地への影響はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

用水に関しましては、この田に関係した周辺農地に関する用水はありません。この田んぼのための用水路であります。周辺が宅地と市道でありますので、用水に関しては問題ないと思います。排水に関しましては、浸透による自然排水、畑でありますので問題ないと考えます。日照、通風につきましても、畑ですから問題ありません。土砂の流出につきましては、境界部分から控えて畑用の土を入れるということですから、流出については問題ないと思います。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回の申請につきましては、田を畑にする農地改良であります。

工事の期間が一時転用となります。工事期間といたしましては、備考欄へ記載しておりますように、許可後から令和2年3月31日までであります。また、工事終了後は、畑として利用すること

になります。

なお、農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

以上で、議案第50号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第51号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第51号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号51番】

(農地担当)

それでは、51番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は更地になっていました。

申請地は2筆ありますが、現地は一体の農地であります。東、西、南は宅地に囲まれていて、北は道路になっております。

転用した場合の周辺農地への影響については、ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現況につきましては、報告のとおりであります。

用水につきましては、周囲は宅地等で影響はありません。排水につきましても角フリュームを設置することによりまして、既存の水路に排水するようになります。日照、通風につきましても進入路としての利用のため影響ないと思います。土砂の流出等は、コンクリートとブロックの擁壁によりまして影響はありません。転用することにより、周辺農地への影響はないものと思われま

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号55番、57番】

(農地担当)

続きまして、55番、三須の件であります。57番が関連する案件でありますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、55番、57番につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

55番につきましては、現況は半分が更地になっています。残りの半分が保全管理されている状況です。東が宅地、西が道路と宅地、南が宅地、北側が道路という農地であります。

この農地を転用した場合の周辺農地への影響はないと思います。

次に、57番ですが、現況が更地、東に宅地、西が今回、申請が出ておりました土地になります。南が宅地、北が今回の申請の土地になります。

転用した場合の周辺農地への影響はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況については、説明のとおりであります。

周辺農地への営農については、用水については影響ありません。生活排水は公共下水道へ接続し、雨水は沈殿柵を設けて直接流入しないように留意するようになっています。日照、通風については、問題ありません。隣接地との境界部分にはブロック擁壁により土砂の流出を防ぐようになっています。申請地については、北側に住宅がありましたが、道路建設のために住宅だけが立ち退いたものです。この畑が残っていましたが、手続きのないまま露天駐車場として使用していたようです。近隣の用水路に影響がなく、排水、土砂流出等の支障もないようですので、特に問題はないようです。

次に、57番ですが、この畑が南側の建物のエアコンの室外機を設置するのに使わせてもらえないかと相談がありました。当事者同士の話し合いはあったようですが、手続きが出来ていなかったということで、一部の畑を使用していたようです。現在の状況のままで支障がないようですので、特に問題はありません。

以上です。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に埋め立てられています。始末書も提出されております。

農地区分ですが、55番、57番とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

55番、57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当)

続きまして、56番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

ここは、上林●●●番●と●●●番●は隣接しております。

現状は、管理されている農地であります。

東側が道路、西側が田で保全管理されています。南側の田も保全管理されています。北は宅地になっています。

転用した場合、周辺農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況につきましては、報告のとおり市道、田、宅地であります。

周辺農地への営農状況の支障については、現在、使用中の用水路へ影響を出さないようにするという。排水につきましては、合併処理浄化槽で処理をして、雨水も沈殿柵を設けて直接流入しないように留意するとのこと。建物は木造2階建てになります。日照、通風は支障がないように留意するとしています。境界部分にはブロック等により土砂流出を防ぐようにする予定であります。総合判断としては、東側道路に接して家を建てると、●●●番●の残りの部分が孤立してしまいますけれども、分断することのないよう渡し人の●●さん、●●さん両人の話し合いができていた説明がありました。近隣の用水路に影響はなく、日照、通風等の支障もないようなので、特に問題はございません。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして、60番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は、耕作中の田んぼであります。

東、西、北に田が連なっています。南は道路であります。

転用した場合の周辺農地への影響はないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員)

当該農地、住所は小寺となっておりますが、門田分の農地として農業関係、土木関係の管理が昔からされている所であります。位置的には、●●●●●●●●●●の東側に広がる水田地域の南端にあたりまして、周辺の農地は農振であります。申請地のみ農振ではありません。現地調査の報告にもありましたように、周辺の状況は、南が道路、それ以外は農地となっております。隣地承諾も取られておりまして、排水、日照、通風等問題はないと思われそうですが、地元としては、農振地域が広がるエリアでありますので、今後、農振の方へ開発が及ばないように危惧はしておりますが、農地法につきましては、問題はありません。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当)

続きまして、61番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

宿●●●番●と●●●番●であります。●●●番●は●●●番●への進入路であります。ここは、保安全管理がされている状況であります。●●●番●は、畑として野菜を作付けしている状況でした。東西南北については、東が宅地、西が雑種地、南が田、北が雑種地でした。

転用した場合の周辺農地への影響は、特別ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

周辺の状況につきましては、現地調査の話のとおりであります。特に東につきましては、宅地と水路を隔てて道路となっております。北については、駐車場となっております。西、南側の田につきましては、用水路が別にありますので問題はありません。排水につきましては、家庭からの排水は下水道へ接続、雨水につきましては柵からの排水ということで、問題はないと思います。日照、通風につきましても、北が駐車場ということ、西、東側も駐車場と宅地になっていますので、特に問題ないと思います。土砂の流出につきましては、ブロックで囲みますので、流出はないと考えております。今回の案件で3軒目の転用ということで、完了するのではなかろうかと考えております。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

業所が2, 3年前に●●●へ移ったのですが, 昨年の豪雨で露天駐車場が被災しまして, 残った15台位のトラックで事業を行っています。これを機に総社市へ営業拠点を移して, 申請地を露天駐車場として賃借したいということでもあります。隣地との境には, コンクリートブロックを設置して土砂の流出をしないようにする。雨水については, 擁壁の内側に排水路, 沈殿柵を設置して北側側溝へ流すようになっています。生活排水は発生しません。日照, 通風については, 駐車場ということで問題ありません。駐車場は舗装をせず, 砕石を敷く計画であります。用水等問題ありません。農地転用することによる周辺の農地への影響はありません。

以上です。

(農地担当)

それでは, 事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが, 市街地化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは, この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで, 諮問はいたしません。

それでは, 採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め, 62番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして, 52番, 清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の現況は田であります。

東西南北につきましては、東が道路、西に田、南に田、北が宅地であります。

転用した場合の周辺農地への影響は、特別ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

現況は、報告のとおりであります。

転用することによる周辺農地への営農への状況ですが、用水につきましては、残った田や道路等に囲まれていまして影響はありません。排水につきましては、集水桝から既設の水路へ、下水につきましては、公共下水道へ接続することになっております。日照、通風につきましては、平屋であることから影響はないものと思います。土砂の流出につきましては、擁壁を設置することにより、流出はないものと思われまます。周辺農地への影響はないものと判断します。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定の集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当)

続きまして、53番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、畑として耕作されています。

東が畑、西が道路、南が畑、北が宅地になっております。

転用した場合の周辺農地への影響は、ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

9番委員から、農地転用することによる周辺農地への影響については、ないとの報告を受けています。

以上であります。

(農地担当)

地元の推進委員であります浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

申請地から生活排水は、合併浄化槽へ接続するので問題ありません。雨水は柵を設けて水路へ流します。日照、通風ですが、境界から離して平屋建てを建築するので問題ないと思います。土砂等の流出ですが、境界部分へ土留めを設置するので問題ありません。

総合判断ですが、農地転用することにより、周辺農地への影響はないものと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当)

続きまして、54番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は、保全管理がされている農地であります。

東に田、西が水路と道路、南が田、北に道路という状況であります。

転用した場合の周辺農地への影響は、ないと思います。

以上です。

(農地担当)

続けて、地元委員の報告をお願いいたします。

(4番委員)

受け人と渡し人は、親子関係であります。

親の近くで家を建てたいということ、また、親の農業を手伝いたいということで、今回の申請に至ったものであります。

地元としては、現地調査の報告でも報告したとおり、転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

ご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

では、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして、58番、下倉の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

現況は、資材置場として利用されてきました。

東に道路、西が雑種地、南に畑、北に資材置場という状況であります。

転用した場合の周辺農地への影響は、ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の報告をお願いいたします。

(10番委員)

この件は、農地転用の手続きをしないまま資材置場として使用していたものであります。

詳しくは、地元の高上委員からお願いをいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります高上委員、お願いをいたします。

(高上委員)

現況は、現地調査の報告のとおりであります。

用水については、問題ないと思います。申請地からの排水は、露天駐車場で砂利を敷いていますので、雨水は自然排水されます。日照、通風は建物を建てないので問題ないと思います。土砂の流

出につきましては、南側の隣接地との境にブロックを設置しているので流出等はありません
特に問題はありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

申請地ですが、既に資材置場として使用しています。今回、始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

では、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番は許可されました。

以上で、議案第51号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第52号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第52号に入る前に議案の訂正があります。

事務局からお願いをいたします。

(主査)

議案の訂正をお願いいたします。

13ページの5番、登記地目の一番上の公衆用道路を宅地へ訂正をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、議案第52号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について議題とします。

(主査)

【議案第52号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号5番】

(農地担当)

審議に入る前に小西推進委員が、利害関係人になりますので退室をお願いいたします。

~~~~~ 小西委員 退室 ~~~~~

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

今回の申請であります、下原地区では場整備を行った時に、その換地処分の地図に誤りがあったことが判明しました。このことから、地図訂正を行っていましたが、今回、この地図訂正が完了したため、用途廃止申請を行うものであります。

(農地担当)

この件につきましては、8番委員に調査をしていただいておりますので、お願いをいたします。

(8番委員)

申請されている所は、宅地の一部として家が建っていましたが、昨年の災害で被災され、現在は建物がありません。見た目には、建物の敷地に見えます。なぜ、このようになったかと言いますと、一帯は土地改良事業が行われて、換地処分がされています。申請地の周辺は、区画が整った農地が広がる地域であります。実施された時期が、話によりますと昭和46、47年頃、建物が建ったのもその時期ということでした。おそらく、換地処分する前に宅地にする計画があって、それに伴い換地後の形、元々の宅地にしようとした部分の近接地にあった用水路を含めて処理されたものと思われる。申請地は、道、水等が表記されていますが、宅地であります。よって、これを廃止したとしても農地への影響はなく、何ら問題はありません。

以上であります

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(2番委員)



払下げの金額は、いくらになりますか。

(主査)

金額については、把握していません。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、下原地区の用途廃止申請について、周辺農地への営農上問題ないとして回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

農業委員会としては、営農上支障はないということで回答します。

以上で、議案第52号の審議は終了いたしました。

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 小西委員 入室 ~~~~~

【議案第53号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

それでは、議案第53号、農用地利用集積計画について議題とします。

今回の農用地利用集積計画を決定するにあたり、利害関係人の方を読み上げますので、退室をお願いいたします。

1番委員，2番委員，4番委員，6番委員，7番委員，10番委員，11番委員，12番委員，14番委員，難波委員，浅野委員，小西委員，渡邊委員，若林委員，退室をお願いいたします。

1番委員，2番委員，4番委員，6番委員，7番委員，

~~~~~ 10番委員，11番委員，12番委員，14番委員，難波委員 ~~~~~

浅野委員，小西委員，渡邊委員，若林委員 退室

(農地担当)

事務局から、説明をお願いいたします。

(主査)

多くの方が退室をされたのですが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限があるのですが、同法27条第3項の規定により、今回のことについては、特例として総会は成立します。

**【議案第53号 農用地利用集積計画について朗読】**

それでは、議案の説明ですが、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農用地利用集積計画ということで意見を求められています。

今回、農業委員会として審査する内容につきましては、法の定める要件に違反していないか。基本構想の定める事項に適合しているか。農用地の有効利用と規模拡大等に資するものであるか否かとなりますので、内容の確認をお願いいたします。

以上であります。

(農地担当)

事務局からの説明を踏まえまして、農用地利用集積計画について確認をしていただき、気になることがありましたら、質問等をしていただければと思います。

(委員)

なし。

(農地担当)

農用地利用集積計画について質問等がなければ、農用地利用集積計画について、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案第53号の審議は終了いたしました。

では、入室をお願いいたします。

1 番委員， 2 番委員， 4 番委員， 6 番委員， 7 番委員，  
~~~~~ 10 番委員， 11 番委員， 12 番委員， 14 番委員， 難波委員 ~~~~~  
浅野委員， 小西委員， 渡邊委員， 若林委員 入室

【議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用協議について】

(農地担当)

続きまして、追加議案の議案第54号、農地法第5条の規定による農地等の転用協議についてを議題といたします。

事務局からお願いをいたします。

(主査)

【議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用協議を朗読】

(農地担当)

それでは、この件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請の2筆の土地は、一団の農地であります。

現地は、田として耕作をされています。

東西南北ですが、東が宅地で●●●があります。西が宅地で●●●、南が道路、北が●●●という状態で、農地がありません。

転用した場合の周辺農地への影響は、ないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員)

申請地の周辺には農地がありません。よって、日照等、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ、総社市長からの協議を了承することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、了承することに決定いたしました。

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

【報告第42号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第42号, 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について, 事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第42号 報告書について朗読】

【報告第43号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に, 報告第43号, 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第43号 報告書について朗読】

【報告第44号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に, 報告第44号, 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第44号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

21ページ以降は, その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが, 本日, 許可された議案につきましては, 速やかに許可書を交付するものといたします。また, 開発許可が必要なものにつきましては, 同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は, 第3条関係が9件, 第4条関係が5件, 第5条関係が12件でありました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺の営農に支障はないといたしました。農用地利用集積計画については、案のとおり決定いたしました。農地法第5条の規定による農地等の転用協議については、了承いたしました。

以上であります。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

3時10分まで休憩いたします。

【午後3時3分から午後3時10分まで休憩】

【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第4のその他に入ります。

委員の方々から、報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、私から令和元年度全国農業委員会会長代表者集会へ参加しましたので、その報告をさせていただきます。

【令和元年度全国農業委員会会長代表者集会参加の報告】

(会長)

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【総社市優良農業者表彰守谷基金表彰候補者の推薦について】

【令和元年台風19号等災害義援金について】

【備中地域集落営農推進研修会について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

本年度、最後の総会でありましたが、今年も後20日余りであります。

今年は、総社市においては大きな災害がなかったのですが、全国では、災害が発生しております。

来年は、災害のない良い年が迎えられるようにと思っております。

本日は、ご苦勞様でした。

閉会 午後3時26分